

## 第二章 火薬類に関する保安

### 第4 保安検査

製造業者、火薬庫所有者等は、製造特定施設又は火薬庫並びにこれらの保安の確保について、一年に一回、知事の保安検査を受けなければならない。(法第35条、規則第44条の2)

検査の申請は、完成検査証の交付日又は前回の保安検査証交付日から11月を超えない日までに知事に提出すること。

【検査の基準】 製造特定施設：法第7条第1号

火薬庫：法第12条第3項

保安の確保：法第28条第1項

【様式第十八：施行規則】 保安検査申請書

【申請手数料】 41,000円